

審 査 基 準

令和 3 年 11 月 1 日 作成

法 令 名 :	警備業法
根 拠 条 項 :	第 42 条 第 3 項 において 準用 する 第 22 条 第 5 項
処 分 の 概 要 :	機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 書 換 え
原 権 者 :	大 分 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め :	警 備 業 法 施 行 規 則 第 63 条 において 準用 する 第 43 条 第 1 項 (機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 書 換 え の 申 請)
審 査 基 準 :	判 断 基 準 は 法 令 の 定 め に よ る。
標 準 処 理 期 間 :	14 日 (う ち 経 由 期 間 7 日) (行 政 庁 の 休 日 を 除 く。)
申 請 先 :	現 に 機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 交 付 を 受 け て い る 都 道 府 県 公 安 委 員 会 が 管 理 す る 都 道 府 県 警 察 の 警 察 署 の 生 活 安 全 関 係 事 務 担 当 課
問 合 せ 先 :	大 分 県 警 察 本 部 生 活 安 全 部 生 活 安 全 企 画 課 警 備 業 ・ 探 偵 業 係 (電 話 097-536-2131) 現 に 機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 交 付 を 受 け て い る 都 道 府 県 公 安 委 員 会 が 管 理 す る 都 道 府 県 警 察 の 警 察 署 の 生 活 安 全 関 係 事 務 担 当 課
備 考 :	